

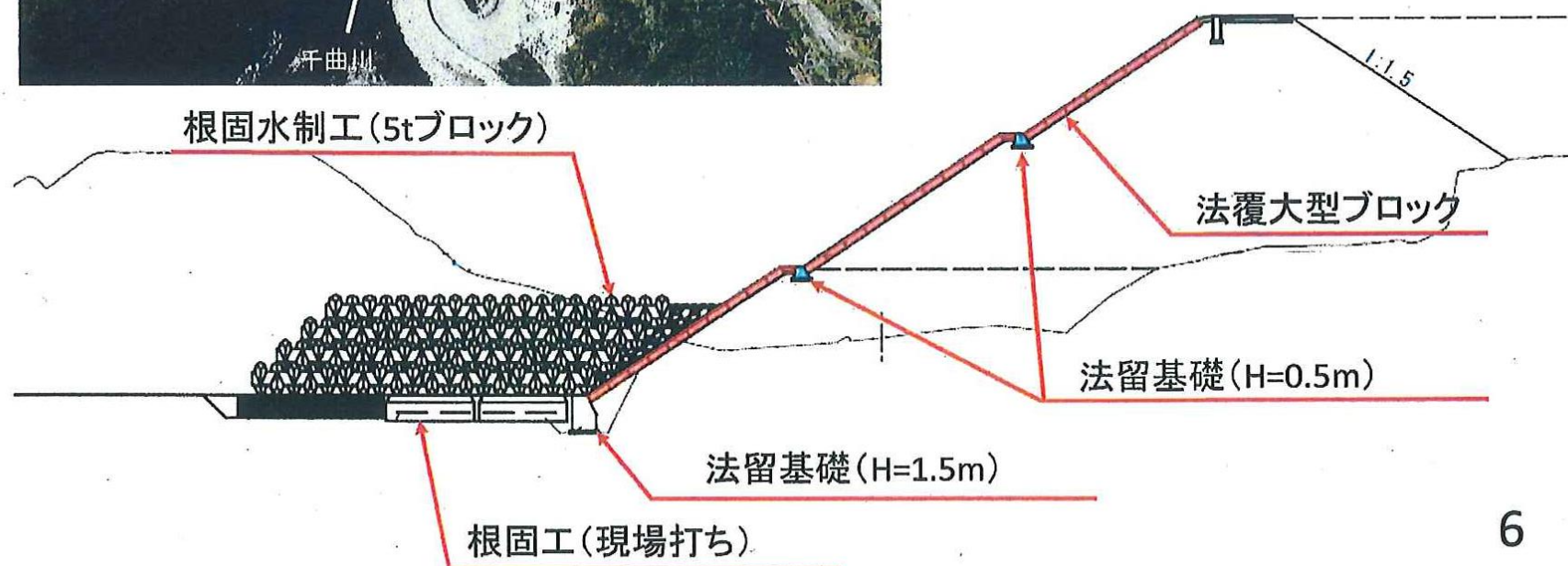
(1) 工事概要 (施工状況)



(1) 工事概要

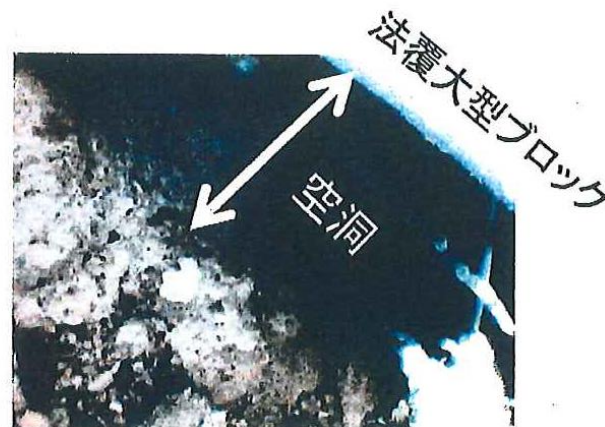
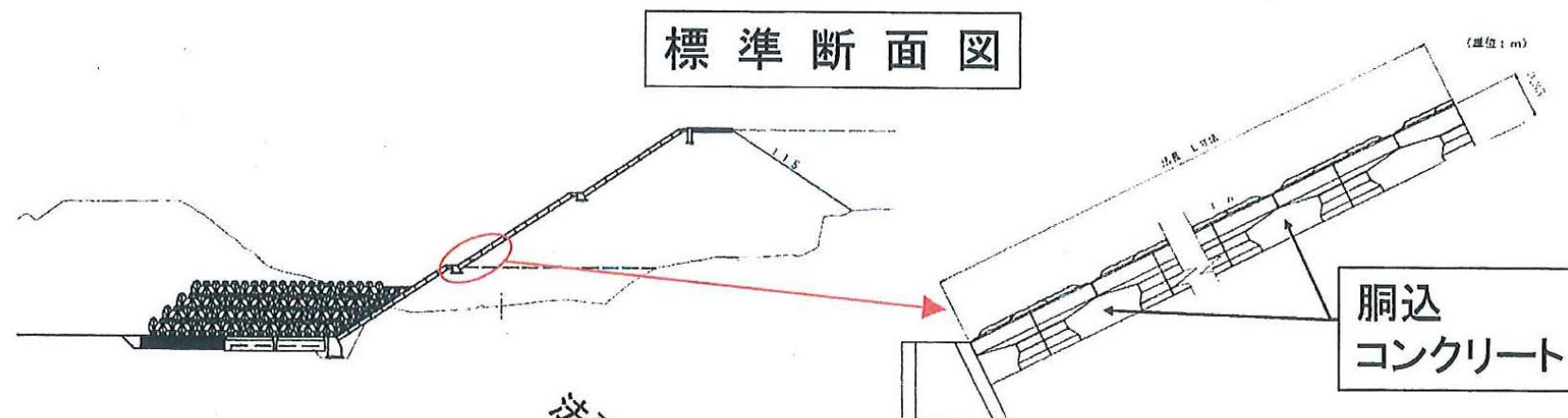


標準横断面図
(A—A')

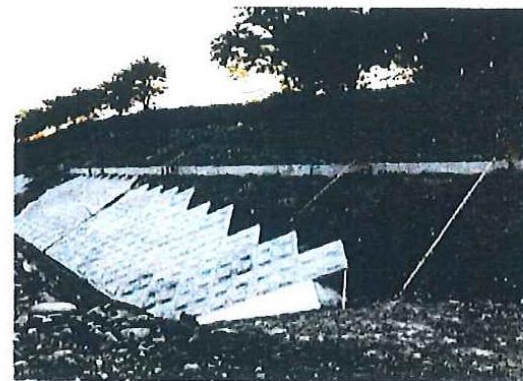


(2) - 1 護岸工の不具合事象の発生状況

- ① ①^{どうごめ} 胴込^{のりおい}コンクリート充填不足 (法覆大型ブロック背面空洞)
→ 4,348箇所



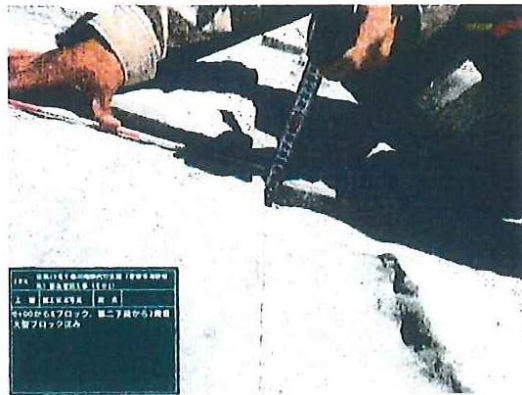
法覆大型ブロック背面空洞



法覆大型ブロック施工状況

(2) - 1 護岸工の不具合事象の発生状況

②^{のりおい}法覆大型ブロックの段差、ブロックの^{め びら}目開き、 ^{め じ}目地施工不良 → 9,123箇所



法覆大型ブロックの段差



目地施工不良



法覆大型ブロックの目開き

(2) - 1 護岸工の不具合事象の発生状況

③法留基礎未施工 → 2箇所、112m



法留基礎未施工(下流側)

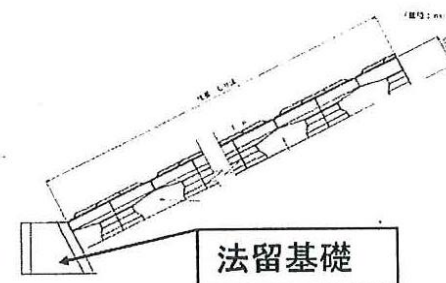


法留基礎未施工(上流側)

④護岸端部の処理不備



端部の処理不備(上流側)



国土交通省

北陸地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年1月14日
北陸地方整備局河川部

とうみしちとうんの
長野県権限代行区間（長野県東御市本海野地先）の
災害復旧工事における護岸工の不具合事象の発生について
(第2報)

<概要>

令和元年台風19号で被災した長野県東御市本海野地先における災害復旧工事に係る不具合について、1月8日に受注者より、不具合が生じた原因の究明及び不具合箇所の改善措置方針（別紙添付）の提出がありました。
これに基づく改善計画書を1月29日までに提出するよう、本日、発注者監督員より受注者に指示しました。

<今後の方針>

受注者から提出された改善措置方針の内容を地元の説明し、概略工事工程等を決定するとともに、今後提出される改善計画書を踏まえ、受注者に対して、契約書第17条に基づく不具合箇所の改造を請求します。

<提出された改善措置方針等の主な内容>

【不具合が生じた原因】

- (1) 現場組織・施工体制的原因
- ・ 大型ブロックを設置する工事の難易度に対する理解と河川工事経験の重要性の認識が甘かったこと。
 - ・ 河川工事経験を有するブロック工を配置できていなかったこと。 など
- (2) 施工上の原因
- ① 胴込コンクリート充填不足(法覆大型ブロック背面空洞)
- ・ 大型ブロック設置に際し、本来は1段ずつ施工するところ、工程を急ぐあまり2段ずつ施工し、バイブレータが届きにくくなってコンクリートの充填性を低下させたこと。 など
- ② 法覆大型ブロックの段差、ブロックの目開き、目地施工不良
- ・ 大型ブロック割付図作成に際し、平面線形や縦断線形、既設護岸との擦り付けなどの現場条件に対応した緻密なブロック割付計画がなされていなかったこと。 など
- ③ 法留基礎未施工
- ・ 既設練石積に対して根継する構造と理解し基礎工を省略してしまったこと。 など
- ④ 護岸端部の処理不備
- ・ 端部処理の協議が未決定のまま現地合わせて施工してしまったこと。 など

【不具合箇所の改善措置方針】

法覆護岸工を全面的に再施工する。

同時資料配布記者クラブ

問い合わせ先：

長野市政クラブ
長野県庁会見場
その他専門紙

国土交通省北陸地方整備局 河川部

河川工事課長 田邊 雄司

河川工事課長補佐 南 健二

(代表：025-280-8880 直通：025-280-8965)

2. 不具合内容と護岸機能への影響の懸念

今回発生した不具合と、その護岸機能への影響の懸念について以下に示す。

- 1) 法覆大型ブロック胴込めコンクリート充填不足による空洞
→ 護岸コンクリート構造物としての重量不足により耐洪水性能が低下すること。
- 2) 法覆大型ブロックの段差、目開き、目地施工不良
→ 段差による水流の乱れ、目開き・目地工不良による法覆大型ブロック背面への水の侵入に起因する洗掘を招き、耐洪水性能が低下すること。
- 3) 法留基礎未施工
→ 長期的に法覆大型ブロックが沈下し、護岸コンクリート構造が不安定化すること。
- 4) 護岸端部の処理不備
→ 円滑な水流を阻害し、護岸端部が弱点になり、その結果護岸背面への水の侵入を許し、護岸崩壊に至る可能性があること。

3. 不具合の発生原因

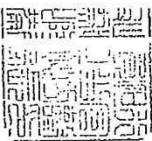
(1) 現場組織・施工体制的原因

- ① 当工事の平面曲線 ($R=200\text{m}$) と縦断勾配 ($S\div 1/150$) 下において、大型ブロックを設置する工事の難易度に対する理解と河川工事経験の重要性の認識が甘く、一般的な工事経験豊富な技術者を配置することで対応可能であると判断してしまったこと。
- ② 広範囲の施工領域に対し、協力会社の配置技術者の数が十分でなかったこと。
- ③ 河川工事経験を有するブロック工を配置できていなかったこと。
- ④ 担当技術者の出来形品質に対する重要性の理解と認識が不足していたこと。
- ⑤ 品質を確認する本社・支店のバックアップ体制が機能しておらず、現場担当技術者の判断に対して、会社としてのチェック機能が働いていなかったこと。

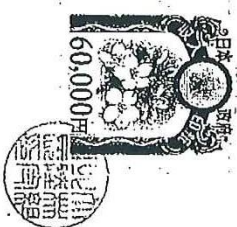
(2) 施工上の原因

特記仕様書や共通仕様書に記載される本来実施されるべき施工フローに対し、施工計画書に必要な項目の記載が欠落し、仕様書通りの施工が実施されていない項目があることが判明した。

曲線を有する平面線形や縦断線形、加えて既設護岸との擦り付けなど技術的難易度の高い条件下では、ブロックの割付計画、法留基礎の既設基礎との擦り



工事請負契約書



1. 工 事 名 令和元年台風19号千曲川権限代行区間 (東御市海野地先) 緊急復旧工事 (その1)
2. 工 事 場 所 長野県東御市海野地先
3. 工 期 令和 元年10月23日 から 令和 2年 3月31日 まで
4. 請負代金額 ¥451,880,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥41,080,000.-
5. 契約保証金 免除
6. 解体工事に要する費用等 別紙4のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

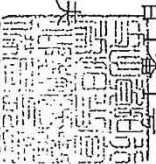
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 3月 6日



発注者	住所	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
	氏名	支出負担行為担当官
		北陸地方整備局長 吉岡 幹夫
受注者	住所	新潟市中央区東大通2丁目3番28号
	氏名	株式会社 大林組 北陸支店 執行役員 支店長 多尾田 望



(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとす

(あっせん又は調停)

第 52 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による「中央」建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第 53 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 54 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(補 則)

第 55 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。